

# カメラ画像利活用ガイドブックの改訂 概要

2018年3月

経済産業省商務情報政策局情報経済課

- IoT推進コンソーシアム・データ流通促進ワーキンググループ(座長:森川博之東京大学大学院教授)の下に設置した、カメラ画像利活用サブワーキンググループ(座長:菊池浩明明治大学教授)において、**利活用ニーズの高いカメラ画像を安全安心に利活用するために事業者が配慮すべき事項等を検討し、2017年1月に『カメラ画像利活用ガイドブック』を公表。**
- 特にニーズの高い「**リピート分析**」に関するユースケースを本ガイドブックに反映し、2018年3月に改訂版を公表。

## 位置づけ

生活者と事業者間での相互理解を構築するための参考とするもの(記載された配慮事項を事業者へ強制するものではない)。これらを基に、事業者の業界・業態に応じた利活用ルールの設定を期待。

## 適用対象

個人情報保護法等関係法令を遵守し、個人を特定する目的以外の目的でのカメラ画像の利活用を検討する事業者。  
※防犯目的で取得されるカメラ画像は対象外。

## 配慮事項

事業者において、カメラを設置し、風景及び不特定多数の人物を対象として撮影し、そのデータを、個人を特定する目的以外の目的で利活用する場合を想定。配慮事項を、①基本原則②事前告知時の配慮③取得時の配慮④取扱い時の配慮⑤管理時の配慮として取りまとめ。

## カメラ画像利活用ガイドブックver1.0

事業展開を想定している事業者より提供されたユースケース等の情報を参考とし、以下の5つの適用ケースを掲載し2017年1月に「カメラ画像利活用ガイドブック」を公表。

### ①店舗内設置カメラ(属性の推定)

店舗内設置カメラやセンサを用い、来店者の人物属性(年齢・性別)を推定し、レジ混雑状況等を予測するケース

### ②店舗設置カメラ(人物の行動履歴の生成)

店舗内設置カメラやセンサを用い、来店者の行動履歴(店舗内の移動状況や棚前での行動)を取得・分析するケース

### ③屋外に向けたカメラ(人物形状の計測)

通行する人・車等を形状認識し、通行者の人数を計測するケース

### ④屋外に向けたカメラ(映り込みが発生し得る風景画像の取得)

タクシーのダッシュボードにカメラを設置し、街中の構造物や道路概況を取得・分析するケース

### ⑤駅構内設置カメラ(人物の滞留状況把握)

画像解析により人の居場所や動静をアイコン化し、駅の混雑情報や入場規制等を配信するケース

⇒事業者からのニーズが高い「**リピート分析**」に関するユースケースを追加で検討。

## 今回改訂版で追加する「リピート分析」に関するケース

同一人物が来店した際に、来店履歴や購入履歴等を分析する『**リピート分析**』をユースケースとして追加。2018年1月18日~2月19日に実施したパブリックコメントの内容も踏まえ、**2018年3月に『カメラ画像利活用ガイドブック』の改訂版を公表。**

初回来店時



店に入る

購入する

店を出る

- 顔特徴量データ(個人識別符号)精製後に生画像は速やかに廃棄
- 顔特徴量データは同一人物の2回目以降の来店の判定キーとして活用

2回目以降の来店時



店に入る

購入する

店を出る

- 来店履歴や購入履歴等を紐づけたレポートデータとして保存
- 保存期間経過後は、レコード自体を削除、もしくは個人情報ではない情報に変換
- 会員カード情報等と紐づけないとともに、**共同利用(法人をまたいだ利用)や第三者提供も行わない。**

## 1. 適用ケースとして、レポート分析の事例を追加

- ✓ リポート分析とは、  
特定空間（店舗等）に設置されたカメラで、目的に応じて定めた期間、特徴量データ（個人識別符号）を保持して、同一の人物が来店した際にそれを識別し、単一店舗もしくは同一の事業主体が運営する複数店舗において、同一の来店客の来店履歴、来店時の店舗内動線、購買履歴、推定される属性（性別・年代等）等を一定の期間にわたり連携しつつ取得し、分析するもの。
- ✓ 特徴量データとは、  
カメラ等から取得した画像から人物の目、鼻、口の位置関係等の特徴を抽出し、数値化したデータであり、個人識別符号として取り扱うことを前提とする。
- ✓ 本適用ケースは、特徴量データ（個人識別符号）、及びリポートデータは、会員カード情報等とは紐づけないとともに、共同利用（法人をまたいだ活用）や第三者提供も行わない。また、特定の個人を識別して個人向けに何らかの具体的なサービス（VIP対応など）を返すことは想定していない。

## 2. 上記の適用ケースの追加に伴い、全体構成、配慮事項を合わせて改訂

# 適用ユースケース：リピート分析

特定空間（店舗等）に設置されたカメラで、目的に応じて定めた期間、特徴量データ（個人識別符号）を保持して、同一人物が来店した際にそれを識別し、単一店舗もしくは同一の事業主体が運営する複数店舗において、同一の来店客の来店履歴、来店時の店舗内動線、購買履歴、推定される属性（性別・年代等）等を一定の期間に渡り連結しつつ取得し、分析するもの。

初回来店時



来店データ(※)

特徴情報	来店日時	購買情報
0xa1	20170110	●●●

顔の特徴情報を抽出後、画像は速やかに削除します。

来店履歴データ(※)

ID	特徴情報	来店日時	購買情報
01	0xa1	20170110	●●●
01	0xa1	20170203	×××

2回目以降の来店時



来店データ(※)

特徴情報	来店日時	購買情報
0xa1	20170203	×××



※ 来店データには、画像から抽出した顔の特徴情報、来訪日時、購買情報を含みます。  
 ※ 顔の特徴情報を抽出後、画像は速やかに削除します。  
 ※ 来店データ、及び来店履歴データは氏名、住所、画像等は含みません。  
 ※ 来店履歴データは、顔の特徴情報をキーとして来店データを紐づけたものです。但し、100%の精度で同一人物のデータと紐づけできるものではありません。  
 ※ 来店履歴データは、保有期間が過ぎたら、レコード自体を削除、もしくは個人情報ではない情報として保存します。



- カメラで撮影した画像から顔特徴量データ（個人識別符号）を抽出して目的に応じて定めた期間保存、**顔特徴量データ（個人識別符号）生成後に生画像は速やかに破棄**
- 顔特徴量データ（個人識別符号）は同一人物の2回目以降の来店の判定キーとして活用（同一店舗もしくはチェーン店舗間のみ）
- 期間中、顔特徴量データ（個人識別符号）をキーとして、来訪履歴、店内動線、購買履歴、推定される属性（性別・年代）等を紐づけたリピートデータとして保存
- **保存期間経過後は、レコード自体を削除、もしくは個人情報ではない情報（特徴量データ（個人識別符号）を破棄したうえで統計化するなど）に変換**
- 顔特徴量データ（個人識別符号）、及びリピートデータは、**会員カード情報等とは紐づけないとともに、共同利用（法人をまたいだ活用）や第三者提供も行わない**